## 5 陳情第 22 号

5 陳 情第 2 2 号	新たな個人番号カードの様式に関する意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年7月12日受理、令和5年9月22日付託
陳情者	山梨県中央市————————————————————————————————————

## (要旨)

個人番号カードの様式の改正にあたっては、対面での本人確認機能を維持するよう、 地方自治法第九十九条の意見書を、提出するよう求める。

## (理由)

政府は、2026年に個人番号カードの様式を改める、としている。

個人番号カードは、顔写真・住所・氏名・生年月日を示すことができ、運転免許証や 障害者手帳を取得できない人が、容易に本人確認を行うための有力な手段である。

よって、様式の改正にあたっては、対面での本人確認機能を維持するよう、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の意見書を、提出するよう求める。